

堺市防災会議（書面開催）

第 2 部 「テーマ①」 スライド説明資料

1 過去の災害と分かり難い避難情報（1 頁）

過去の災害として、令和元年東日本台風を挙げています。この災害では、避難しなかった又は避難が遅れたことによって被災する事例が多く発生し、行政が発する「避難情報」が分かり難いという課題が顕在化しました。

内閣府の資料では、どのタイミングで避難するか問いかけに、回答した半数以上が、警戒レベル 4 の避難指示または警戒レベル 5 の災害発生情報の時点であり、すでに災害が発生し、身に危険が及んでいてもおかしくない状況になるまで避難しようとしないう意識が現れています。

2 本市における避難情報と避難行動に関する事例（2 頁）

本市においては、住民の避難意識を自分の事と認識してもらうため、平成 23 年度よりハザードマップを区別に作成し、市広報紙に同時封入で全戸配布を行うとともに様々なイベントなどを通じて手渡して配布を行いました。

しかし、多くの方がハザードマップの存在を知らず、警報発表時には、安全とされる場所に居住する方が「逃げた方が良いか？」などの問い合わせがある状況です。

また、避難所開設時に避難所へ避難した方の数字を見ると、実災害が発生した平成 30 年度を別として避難行動に結びついていない状況が伺えます。

3 令和 3 年災害対策基本法の改正（3 頁）

避難情報が分かり難いという課題に対して、令和 3 年 5 月 20 日に災害対策基本法の改正により、避難勧告と避難指示が「避難指示」に一本化され避難情報の明確化が図られました。

また、災害時避難行動要支援者の円滑な避難の実効性を確保するために「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされました。

4 多様な手法による避難情報発信（4 頁）

本市における主な取組みとしては、まず、住民に避難を呼びかける避難情報の発信につきましては、大勢の方を対象として、防災スピーカーをはじめ、緊急速報メール、テレビのデータ放送等々、多様な手法を用いて避難情報の発信を行っています。

また大勢に発信する情報では伝わり難い方を対象として聴覚障害者にファックスで情報発信を行うほか、土砂災害のリスクのある方には「戸別避難情報配信システム」という、事前登録者にメールや電話で避難の呼びかけを行うシステムも堺市独自に行っています。

5 ハザードマップ等啓発資料の「内容」と「配布方法」の抜本的見直し（5 頁）

堺市では市が発信する避難情報と住民の避難行動が結びついていない大きな理由は「ハザードの認知」にあると考え、これまでのハザードマップについて「内容」と「配布方法」を抜本的に見直し、今年度末に配布を予定しています。

具体的には、ハザードマップの記載する内容について「受け取り手に合わせて様々な内容として見やすく理解しやすい内容」に刷新する予定です。

また、配布方法も全戸配布ではなく、コンビニエンスストアや郵便局・自動車ディーラーなど地域の様々なアクセスポイントでハザードマップを簡単な説明を踏まえ受け取ることができるよう見直しを行い、双方向のリスクコミュニケーションを行う取り組みとしています。

6 津波率先避難等協力事業所制度（6 頁）

避難支援の特徴的な取り組みとして、堺市では「津波率先避難等協力事業所登録制度」という制度を設けています。この制度は、平成 25 年度から開始した市独自の制度で、事前に登録した事業者が自ら率先して避難行動を取り、避難する際に周囲の住民に避難を呼びかけるものです。

令和 4 年 1 月末時点では 141 事業所が登録しています。登録事業所である郵便局や自動車販売会社、コンビニエンスストアなどには、本市総合防災訓練や西区津波避難訓練にも参加いただき、津波避難の実効性を高めています。

7 意見交換（7 頁）

以上のとおり、「避難開始を決断する情報と行動について」、様々な取り組みを推進していますが、これまでに大規模な災害を経験していない本市では、市民の皆様に災害を他人事ではなく自分のこととして捉え、適切なタイミングで避難行動をとってもらうことの重要性に気付いていただくことが不可欠だと考えます。

一方、自分で避難行動をとる事が困難な方の避難をどのように進めるのか、またそのような方々も含めた様々な方の避難行動を促すための効果的な情報発信について、ご意見を賜りたいと思います。